

排 水 設 備 ハ ン ド ブ ッ ク

2025年度

藤 沢 市

序 文

下水道施設は文化的な都市生活や産業活動によって排出される汚水を排除、処理し、都市の快適な生活環境の維持及び河川等公共水域の水質保全、公衆衛生の向上並びに雨水排除による浸水の防除等重要な役割を担う、市民生活に不可欠な都市施設です。

本市における公共下水道事業は、昭和 30 年に藤沢、鵜沼、片瀬地区の整備に着手したことに始まります。以後、市政の重点施策の一つとして積極的に整備促進に務め、昭和 39 年の辻堂浄化センターの処理開始に引き続き、昭和 60 年には大清水浄化センターの処理を開始し、令和 6 年度末の人口普及率は約 96.1%となりました。

しかし、どれほど公共下水道の整備が進んでも、下水道の起点となる家庭や事業場等に設置される排水設備が未接続、あるいは不備不完全なものであつては、公共下水道本来の目的、使命、効用を完全に果たせません。

この度、このように重要な役割を負う排水設備について、求められる機能を十分に発揮できるよう、基準どおり施工していただくため、本ハンドブックの見直しを行うとともに、一層の充実を図ることといたしました。

なにとぞ、下水道に従事している皆さんが本書の内容を十分理解され、よき指導者となるよう、技術の向上の一助となれば幸いです。

2025 年（令和 7 年）7 月

藤沢市道路下水道部

目 次

第1編 下 水 道

第1章 下水道とは	3
1. 1 用語の解説	3
1. 2 構 成	4
1. 3 効 果	5
1. 4 排除方式	5
第2章 下水の種類	9

第2編 排 水 設 備

第1章 排水設備の概要	13
1. 1 排水設備に関する法規	13
1. 2 公共下水道と排水設備	13
1. 3 排水設備の施設	14
1. 4 排水設備の設置義務	14
1. 5 排水設備の範囲	15
1. 6 用語の解説（排水設備）	16
第2章 排水設備の設計	17
2. 1 設計一般	17
1 設計の概要	17
2 現場調査	18
3 見 取 図	19
4 設 計 図	19
2. 2 排 水 管	24
1 排水管の内径と勾配	24
2 設計上の諸注意	26
3 排水枝管	26
2. 3 ま す	27
1 ますの設置箇所	27
2 ますの構造・形状及び大きさ	27
3 汚水ます	31
4 雨水ます	31
5 その他のます	35

2. 4	トラップと阻集器等	41
1	トラップ	41
2	阻集器	45
3	ストレーナー	45
4	ディスポーザの使用制限	46
2. 5	汚 水 槽	48
第3章	排水設備の施工	49
3. 1	施工一般	49
3. 2	排水管の敷設	49
1	施工基準	49
2	公共下水道（公共取付ます）への接続	50
3	雨水排水	51
3. 3	ますの築造	51
1	汚水ますの施工基準	51
2	雨水ます	54
3. 4	水洗便所改造施工について	55
1	便槽及び浄化槽の埋立て	55
2	器具の据付け	55
3. 5	浄化槽の雨水貯留施設転用の施工について	55
1	洗浄	55
2	消毒	55
3	蛇口	55
4	流末	55
5	ポンプ設置	55
第4章	通気系統	56
4. 1	通気系統の機能と方式	56
1	通気系統の機能	56
2	通気系統の分類	56
3	通気管の口径	57
第5章	排水設備の維持管理	59
5. 1	排水設備の維持管理	59
1	改築または修繕、清掃等維持管理を行う者	59
2	維持管理の目的	59
3	図面の保管	59
4	定期点検	59
5	増改築の届出	60
6	その他の注意事項	60

第3編 排水設備の事務取扱い

第1章 指定工事店と排水設備責任技術者	63
1. 1 指定工事店制度の目的	63
1. 2 指定工事店と排水設備責任技術者	63
1. 3 指定工事店の義務	63
1. 4 指定工事店の資格要件	64
1. 5 排水設備責任技術者	64
1. 6 指定工事店の取消しまたは効力の停止	65
1. 7 排水設備責任技術者の登録の抹消及び停止	65
1. 8 指定工事店の指定の有効期間とその更新	66
1. 9 責任技術者証の有効期間とその更新	66
第2章 指定工事店等の申請の手続き	66
2. 1 指定の申請	66
2. 2 指定の更新の申請	67
2. 3 指定工事店の異動の届出	67
2. 4 営業の廃止等の届出	67
2. 5 指定工事店の調査	68
第3章 排水設備工事責任技術者の登録の手続き	68
3. 1 登録の手続き	68
3. 2 更新の手続き	68
3. 3 責任技術者証の亡失等の届出	69
3. 4 排水設備工事責任技術者証の記載事項の変更	69
第4章 排水設備の確認申請の手続き	69
4. 1 総 則	69
1 排水設備の計画の確認	69
2 排水設備の新設・増設・改築・修繕の定義	69
3 排水設備の設置	70
4 排水設備の接続の方法	70
5 排水設備等の設計及び工事の施工者	71
6 排水設備等の計画の確認と指定工事店の義務	71
7 排水設備工事等の変更の申請及び届出	72
8 排水設備工事等の完成の届出	72
4. 2 排水設備等の計画確認申請等の手続き	72
1 排水設備新設等確認申請書の作成方法	72
2 確認申請書及びその他書類の提出先	74
3 排水設備工事を期限内に完成できない者の取扱い	74
4 確認申請書の提出に伴う取扱い上の注意	74
5 仮設トイレ排水時の事務取扱いについて	74

第5章 公共取付ますの事務取扱い	75
5. 1 公共取付ますとは	76
1 公費施工公共取付ます	76
2 自費施工公共取付ます	78

第4編 関係法令（抄録）

下水道法	87
下水道法施行令	102
建築基準法	114
建築基準法施行令	115

第5編 参 考 資 料

第1章 排水管の標準的な流速と勾配の範囲	119
第2章 塩ビ製品継手	123
第3章 塩ビ排水ます	125
第4章 雨水浸透施設設置について	129
4. 1 雨水新施設の設計	129
1 雨水浸透対応面積の算定	129
2 雨水浸透対策量の算定	129
4. 2 雨水浸透処理量の算定	129
1 浸透管	131
2 浸透柵（底面浸透タイプ）	132
3 浸透柵（底面・側面浸透タイプ）	135
4. 3 設計計算例	138
1 1敷地の土地面積が535.48㎡の雨水浸透計算（ローム層の場合）	138
2 1敷地の土地面積が150.24㎡の雨水浸透計算（砂層の場合）	140
第5章 排水、通気、衛生器具設備等点検一覧表	148